

第 33 回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 4 月 28 日(金) 午後 1 時 30 分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 17 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 0 名

5. 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 14 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 3	議案第 15 号	農地法第 4 条の規定による許可について
日程第 4	議案第 16 号	農地法第 5 条の規定による許可について
日程第 5	議案第 17 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後 2 時 30 分

8. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は17名であります。

定足数に達しておりますので、第33回、大樹町農業委員会、総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、3番・猪飼 敬司 委員、4番・吉田 洋一を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、3月30日開催の第32回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。

1の会議関係では、(1)4月12日、十勝農業委員会連合会総会などが帯広市のソネビルで開催され、会長と事務局の私が出席しております。

次に、(2)17日、第4班■■■班長以下委員5名と穀内会長において、■■■地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。

(3)19日、第1班■■■班長以下委員6名と穀内会長において、現地調査を行っております。

案件は、■■■地区の牛舎建設に伴う事業期間の変更についての現地調査と、■■■地区、■■■地区での砂利採取の農地転用です。

変更申請及び転用申請のあった3件につきましては、この後、議案としてご審議いただきます。

(4)27日、第49回南十勝ブラックアンドホワイトショウが下大樹の家畜共進会場で開催され、会長が出席しております。

次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。

今月の報告は7件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。

また、1法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、正式に報告書の提出を受けていない状況となっております。今後も引き続き粘り強く報告書の提出を促して参ります。

以上で業務報告を終わります。

議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第14号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、所有権移転が1件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長 豊吉主幹	<p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番</p> <p>所在、地番につきましては、字■■■の1 他1筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。</p> <p>譲渡人は、■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■■ ■■■ 氏であります。経営面積は、■■■㎡であり、本地区の担当委員は、■■■委員となっております。</p> <p>別紙であります、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する</p>

<p>議長</p>	<p>、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について、■■■地区担当委員、■■■委員から報告願います。</p>
<p>■■■委員</p>	<p>申請番号1番につきましては、譲受人希望による贈与となっています。</p> <p>譲受人は法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第14号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第15号、「農地法第4条の規定による許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>

<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が同一者若しくは同一の経営体に属する親族から承諾を受けている場合は、農地法第 4 条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第 4 条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は、■■■地区での牛舎等の建設に伴う事業期間の変更申請の 1 件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号 1 番、工期延長による事業計画変更の案件です。申請人は、■■■有限会社 ■■■ であり、所在、地番につきましては、字■■■の 1 の 2、登記簿・現況地目は、何れも畑、農振につきましては農用地、面積は、■■■㎡のうち、■■■㎡となっております。当初の計画では、ロール庫と牛舎建設の計画でしたが、ロール庫は完成し、牛舎が諸事情により、当初の完成年月日を令和 4 年 12 月 30 日から令和 6 年 12 月 31 日に変更するものであります。現地調査は、4 月 19 日に第 1 班 ■■■班長 他 3 名にて、本人から詳しい経緯など、現地で聞き取りを実施しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 ■■■委員</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第 1 班・班長、■■■ 委員から報告願います。</p> <p>工期の延長による事業計画変更の案件です。</p> <p>昨今の国の農業政策により経営戦略の変更、資材の入手困難により、現在の工期では完成が厳しいことを、現地にて聞き取りをしました。</p> <p>班では、工期の延長は、やむを得ないと判断いたしましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 15 号、「農地法第 4 条の規定による許可について」の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第 4、議案第 16 号、「農地法第 5 条の規定による許可について」申請番号 1 番及び 2 番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の提案説明申し上げます。

農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。

転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第 5 条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第 5 条の規定による許可を受けることとなります。

今回ご審議頂きます「農地法第 5 条の規定による許可について」は 2 件でございます。

内容は■■■地区及び■■■地区の砂利採取のための、一時転用となっております。

つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げます。

議長
豊吉主幹

すので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

申請番号1番、砂利採取のよる一時転用の案件です。

所在、地番につきましては、字■■■の1、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。

貸主は、■■■株式会社■■■、借主は、■■■株式会社■■■、一時転用の時期につきましては許可の日から令和6年5月31日までであります。

申請番号2番、砂利採取のよる一時転用の案件です。

所在、地番につきましては、字■■■の1、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。

貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■株式会社■■■、一時転用の時期につきましては許可の日から令和6年5月31日までであります。

申請番号1番・2番の現地調査につきましては、4月19日に、第1班■■■班長 以下委員 他3名により実施しております。

なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。

申請番号1番、2番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取が必要となる案件となります。

本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。

以上で、説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、調査班より調査報告を求めます。

第1班・班長、■■■ 委員から報告願います。

■■■委員

申請番号1番、2番は砂利採取による一時転用の案件です。

現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。

議長

ご審議の程、よろしく申し上げます。

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 16 号、「農地法第 5 条の規定による許可について」申請番号 1 番及び 2 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第 5、議案第 17 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号 1 番から 18 番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第 17 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条には、市町村が作成した農地利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。

今回ご審議頂きます申請は 18 件でございます。

内訳は、賃貸借の更新が 15 件、使用貸借の更新が 3 件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは申請番号1番から14番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

申請番号1番から15番につきましては、賃貸借権の案件となります。

申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■の5 他2筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和7年4月30日の2年であります。

申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■の3であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和6年4月30日の1年であります。

申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■の1であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 株式会社 ■■■、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和15年4月30日の10年であります。

申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他5筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 株式会社 ■■■、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和15年4月30日の10年であります。

申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他5筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 株式会社 ■■■、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和15年4月30日の10年であります。

申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■ 他3筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和15年4月30日の10年あります。

申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和15年4月30日の10年あります。

申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他1筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 株式会社 ■■■、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り6,000円、期間は、令和5年5月1日から令和15年4月30日の10年あります。

申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他1筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であり

ます。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和15年4月30日の10年であります。

申請番号10番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他6筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は600,432㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日の5年であります。

申請番号11番、所在、地番につきましては、字■■■であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日の5年であります。

申請番号12番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他2筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日の5年であります。

申請番号13番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他6筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ 株式会社 ■■■、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日の5年であります。

申請番号14番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他3筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であり

議長

ます。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日の5年であります。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号1番から14番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

「これより議案第17号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号1番から14番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号15号の審議にあたり、■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

次に、申請番号15番の内容について、事務局より説明を求めます

豊吉主幹

申請番号15番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他5筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■

議長

円、期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日の5年であります。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号15番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第17号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号15番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号16番から17番の内容について、事務局より説明を求めます

豊吉主幹

申請番号16番、所在、地番につきましては、字■■■の4であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡であり、期間は、令和5年5月1日から令和6年4月30日の1年であります。

申請番号17番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他1筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積

<p>議長</p>	<p>は■■■㎡であり、期間は、令和5年5月1日から令和6年4月30日の1年 であります。</p> <p>以上で説明を終わります 内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号16番から17番については、使用貸借の更新のため、地域調 整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第17号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農 用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号16番から17番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号18号の審議にあたり、■■■委員は、農業委員会等に関 する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終 了まで退席願います。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>次に、申請番号18番の内容について、事務局より説明を求めます</p> <p>申請番号18番、所在、地番につきましては、字■■■の5であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であり ます。貸主は、■■■ ■■■氏、借主は、■■■農事組合法人 ■■ ■、経営面積は■■■㎡であり、期間は、令和5年5月1日から令和6年4月 30日の1年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号 18 番については、使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 17 号、「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号 18 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明します。</p>
瀬尾局長	<p>次回の総会につきましては、5 月 25 日木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第 33 回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年4月28日

会 長

委員(3 番)

委員(4 番)